

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

別表十の二(三)

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十の二(三)付表「11」の合計)		1	円	当期連続所得個別基準額の計算	連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (7) - (8)	9	円
個別所得金額仮計基準額 (別表四の二付表「48の①」-「35の①」)		2	円	当期連続所得個別基準額の計算	調整個別所得金額 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (9) (マイナスの場合は0)	10	円
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)		3	円	当期連続所得個別基準額の計算	連結所得金額仮計基準額 (別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」-「35の①」)	11	円
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)		4	円	当期連続所得個別基準額の計算	翌期繰越連結欠損金額 (別表七の二「1の計」-「3の計」)	12	円
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)		5	円	当期連続所得個別基準額の計算	調整連結所得金額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13	円
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)		6	円	当期連続所得個別基準額の計算	連結親法人及びその各連結子法人の調整個別所得金額の合計額	14	円
控除未済連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表一「9の計」)		7	円	当期連続所得個別基準額の計算	調整個別所得金額限度額 $(13) \times \frac{(10)}{(14)}$	15	円
連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)		8	円	当期連続所得個別基準額の計算	当期連結所得個別基準額 ((10)と(15)のうち少ない金額) (125億円を超える場合は125億円)	16	円
			円	当期連続所得個別基準額の計算	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 ((1)と(16)のうち少ない金額)	17	円
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算							
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「13」の合計)		18	円	当期益金算入額		20	円
同上以外の場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「14」の合計)		19	円	当期益金算入額	(18) + (19)		円